

平成 20 年 度

萩市財政の健全性に関する比率の公表



平成20年9月

萩市総務部財政課

目 次

| | |
|-------------------------------------|---|
| 1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要 | |
| (1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行 | 1 |
| (2) 新法の目的 | 1 |
| (3) 各比率の公表等 | 1 |
| 2 財政健全化法に基づく地方公共団体の財政状況の段階区分 | |
| (1) 健全段階 | 1 |
| (2) 早期健全化段階 | 1 |
| (3) 財政再生段階 | 2 |
| (4) 公営企業の経営健全化段階 | 2 |
| 3 萩市の健全化判断比率及び資金不足比率 | |
| (1) 健全化判断比率（4指標） | 2 |
| (2) 資金不足比率 | 2 |
| 4 萩市における各会計区分 | 3 |
| 5 各比率からみる萩市財政の状況 | |
| (1) 健全化判断比率（4指標） | |
| ① 実質赤字比率 | 4 |
| ② 連結実質赤字比率 | 4 |
| ③ 実質公債費比率 | 5 |
| ④ 将来負担比率 | 5 |
| (2) 資金不足比率 | 6 |
| 6 用語解説 | 6 |
| 7 各比率の算定(計算)方法 | 8 |

1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

(1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、財政健全化法という。）が平成19年6月22日に公布され、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表などの規定が平成20年4月1日から一部施行、比率の数値によって各種の制限がかかる法適用が平成21年4月1日から全部施行されることとなりました。

(2) 新法の目的

新法の目的は、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することで住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームの構築であり、行財政上の必要な措置を講ずることにより、財政の健全性に資することを目的とするものです。

(3) 各比率の公表等

市長は健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて、議会へ報告し、かつ公表することとされています。また、公表した各比率は速やかに県知事に報告しなければならないとされ、当該報告を受けた県知事は速やかに総務大臣に報告しなければならないと規定されています。

2 財政健全化法に基づく地方公共団体の財政状況の段階区分

地方公共団体の財政状況は健全化判断比率に応じ、以下の(1)～(3)の3段階に、公共下水道事業特別会計等の公営企業会計については、資金不足比率に応じ、以下の(4)の2段階に区分されます。

(1) 健全段階

健全段階では比率の整備と情報開示の徹底が求められ、監査委員の審査に付して議会に報告し、公表を行うこととなります。萩市の19年度決算に基づく健全化判断比率はこの健全段階となります。

(2) 早期健全化段階

早期健全化段階では自主的な改善努力による財政健全化を図るもので、健全化判断比率のうちいずれかの数値が早期健全化基準数値以上の場合には、財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行うこととなります。財政の早期健全化が著しく困難な場合は総務大臣又は知事から必要な勧告が行われることとなります。

(3) 財政再生段階

財政再生段階では、国等の関与により確実な再生が行なわれます。再生判断比率のいずれかの数値（健全化判断比率のうち将来負担比率を除く比率）が、財政再生基準以上の場合、財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け、地方債発行の制限、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては予算の変更等が総務大臣から勧告されます。

(4) 公営企業の経営健全化段階

公営企業ごとに資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画を定めるなど、(2)の早期健全化段階に準じた取扱いとなります。

3 萩市の健全化判断比率及び資金不足比率

(1) 健全化判断比率（4指標）

（単位：％）

| 比率名 | 萩市の比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|------------|--------|---------|---------|
| ① 実質赤字比率 | — | 12.55以上 | 20.00以上 |
| ② 連結実質赤字比率 | — | 17.55以上 | 40.00以上 |
| ③ 実質公債費比率 | 15.6% | 25.0以上 | 35.0以上 |
| ④ 将来負担比率 | 104.6% | 350.0以上 | |

※「—」は、赤字でないことを示します。

(2) 資金不足比率

（単位：％）

| 会計名 | 萩市の比率 | 経営健全化基準 |
|---------------------|-------|---------|
| 萩市簡易水道事業特別会計 | — | 20.0以上 |
| 萩市公共下水道事業特別会計 | — | 20.0以上 |
| 萩市特定環境保全公共下水道事業特別会計 | — | 20.0以上 |
| 萩市農業集落排水事業特別会計 | — | 20.0以上 |
| 萩市漁業集落排水事業特別会計 | — | 20.0以上 |
| 萩市林業集落排水事業特別会計 | — | 20.0以上 |
| 萩市特定地域生活排水事業特別会計 | — | 20.0以上 |
| 萩市個別排水事業特別会計 | — | 20.0以上 |
| 萩市水道事業会計 | — | 20.0以上 |
| 萩市病院事業会計 | — | 20.0以上 |

※「—」は、資金に不足がないことを示します。

4 萩市における各会計区分

| | | | | | | | | | | |
|----------------|--------|------------------------------|------------------------|----------------|--|---------------|-------------|---------------|--|-------------|
| 萩市の 全会計 | 一般会計等 | 一般会計 | | ① 実質赤字比率 | | | ③ 実質公債比率 | | | |
| | | 一般会計等に属する特別会計 | 住宅新築資金等貸付事業特別会計 | | | | | | | |
| | | | 福祉援護資金貸付事業特別会計 | | | | | | | |
| | | | 土地取得事業特別会計 | | | | | | | |
| | 公営事業会計 | 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業特別会計以外の会計 | 国民健康保険事業（事業勘定）特別会計 | | | ② 連結実質赤字比率 | | (準元利償還金の対象会計) | | ④ 将来負担比率 |
| | | | 国民健康保険事業（直診勘定）特別会計 | | | | | | | |
| | | | 老人保健事業特別会計 | | | | | | | |
| | | | 介護保険事業（保険事業勘定）特別会計 | | | | | | | |
| | | | 介護保険事業（介護サービス事業勘定）特別会計 | | | | | | | |
| | | | 駐車場事業特別会計 | | | | | | | |
| | 公営企業会計 | 法非適用企業 | 簡易水道事業特別会計 | 資金不足比率（会計ごと計算） | | | | | | |
| | | | 公共下水道事業特別会計 | | | | | | | |
| | | | 特定環境保全公共下水道事業特別会計 | | | | | | | |
| | | | 農業集落排水事業特別会計 | | | | | | | |
| | | | 漁業集落排水事業特別会計 | | | | | | | |
| 林業集落排水事業特別会計 | | | | | | | | | | |
| 特定地域生活排水事業特別会計 | | | | | | | | | | |
| 個別排水事業特別会計 | | | | | | | | | | |
| 法適用企業 | | 水道事業会計 | | | | | | | | |
| | | 病院事業会計 | | | | | | | | |
| 一部事務組合・広域連合等 | | | | | | | | | | |
| 地方公社・第3セクター等 | | | | | | | | | | |

5 各比率からみる萩市財政の状況

(1) 健全化判断比率（4指標）

① 実質赤字比率

市では様々な行政サービスを行う経費を管理するため、法令に基づき設置が義務付けられている会計や特定の事業の経費を区分して管理するために独自の会計を設置し、経理しています。

実質赤字比率は、福祉・教育・土木・衛生など市が基本的な行政サービスを行うための経費を管理する一般会計に、国民健康保険事業会計や介護保険事業会計等の公営事業会計や簡易水道事業会計、下水道事業会計、水道事業及び病院事業等の公営企業会計等の会計を除いた、その他の会計を加えた「一般会計等」を対象としており、一般会計等における実質赤字額の通常収入される経常一般財源額の規模（標準財政規模）に対する比率で、赤字である場合に数値として現れます。

言い換えれば、赤字である場合に、赤字が標準的年間収入に対してどの位の割合になるかを表すものといえます。

年度ごとの各行政サービス経費の支出に対して、これらの経費を賄うだけの収入が得られなかった場合などに赤字となります。通常、収入を見込んで予算を見積るため、特別な要因や財政が悪化していなければ黒字となります。

この比率は財政健全化法以前では「実質収支比率」という比率で、マイナス20%を超える場合、総務大臣の承認を得て、いわゆる「財政再建団体」となる基準を示す比率でした。

萩市の19年度決算に基づく「実質赤字比率」は、実質収支が黒字であるため、「－」表示となり、一般会計等の収支状況は健全状態にあります。

※ 標準財政規模

通常収入される経常一般財源の規模を示すもので、標準税収入、普通交付税及び地方譲与税の合計額

（各比率の算定においては、臨時財政対策債発行可能額を含みます。）

※ 標準税収入

地方税法に定める法定普通税を標準税率をもって、地方交付税法の定める方法により算出した収入見込額

② 連結実質赤字比率

萩市の全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率です。

この比率は国民健康保険事業会計や介護保険事業会計等の公営事業会計や簡

易水道事業会計、下水道事業会計、水道事業及び病院事業等の公営企業会計等の会計を含めた全会計の収支状況を反映した比率となります。

萩市の19年度決算に基づく「連結実質赤字比率」は、一般会計等の実質収支が黒字であること及びその他の会計においても資金不足が生じていないため、「－」表示となり、萩市の全会計を連結した収支状況は健全状態にあります。

③ 実質公債費比率

この比率は17年度決算から設定されたもので、一般会計等が負担する長期借入金である地方債の元利償還金及びこれに準じる経費の標準財政規模に対する比率です。

言い換えれば、標準的年間収入のうち、どのぐらいを借金の返済に充てているかを表すものといえます。

算定方法の詳細が毎年度見直されており、今回、新たに地方債償還金等の経費の財源として都市計画税が認められたことにより、前年度数値が17.6%に対し、今年度数値は15.6%と改善しました。25.0%が早期健全化基準ですが、財政健全化法の基準とは別に、比率が18.0%以上になると地方債の借り入れについて、「公債費負担適正化計画」の作成が前提となり、あわせて県知事の許可が必要となります。

低い方が健全度の高い比率と言えますが、萩市の実質公債費比率はこれらの基準を下回っており、健全状態にあります。

④ 将来負担比率

この比率は年度末時点における地方債の残高や全職員の退職手当の負担見込額、第3セクターなどへの負担見込額など、将来支払う可能性のある経費（将来負担額）から、比率算定上、これらに係る経費に充当可能とされる基金額やその他の特定財源見込額及び地方債残高などに係る普通交付税算入見込額を除いた額の標準財政規模額に対する比率です。

言い換えれば、一般会計等が背負っている借金などの将来に対する負担が、標準的年間収入の何年分にあたるかを表すものといえます。

将来負担比率以外の比率が一定期間内の収支をみるフロー指標であるのに対し、ある時点での負担の量をみるストック指標を示します。

萩市の19年度決算に基づく数値は104.6%と早期健全化基準の350.0%からは大きく下回っています。これは、萩市が地方債残高は多額であるものの普通交付税に算入される地方債が多いことや第3セクターなどへの将来負担額が過大でないこと、比率の算定上、地方債の償還等に充当可能とされる基金が現在のところ94億円余りあることなどが主な要因となっており、健全状態にあります。

(2) 資金不足比率

財政健全化法の施行に伴い、公営企業の経営健全化も規定されました。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足が事業の規模に対してどの程度あるかを示すもので、一般会計等の実質赤字額に相当するものです。

萩市の各公営企業会計においては、資金の不足を生じていないため、「－」表示となります。このため、比率は健全状態にあります。

ただし、会計によっては資金収支不足が生じないように、一般会計から国の定める基準を超える繰出しを補てんしており、健全化に努める必要があります。

6 用語解説

○ 一般会計

一般会計とは、福祉・教育・土木・衛生など市が基本的な行政サービスを行うための経費を管理する会計で、主な歳入として、市税・地方交付税・国県支出金・地方債などがあります。一般会計のほかに特定の収入をもって特定の事業を行うために設けられているのが特別会計です。

○ 一般会計等

一般会計等とは、市で管理している会計のうち、財政健全化法で規定される健全化判断比率を算出する対象の会計のことで、公営事業会計以外の会計となります。萩市で「一般会計等」に区分される会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、福祉援護資金貸付事業特別会計（19年度末で特別会計を廃止。）、土地取得事業特別会計の4会計です。

○ 特別会計

特別会計は、法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険事業や介護保険事業などの事業会計や、「一般会計等」に区分され市が独自に設けている土地取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計などの公営企業会計に区分されます。

○ 公営事業会計

公営事業会計とは法律の規定によりいずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいい、以下のように分類されます。

- ① 地方財政法施行令第37条に掲げる事業に係る公営企業会計
- ② 国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健医療事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業会計
- ③ 上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用して

いる事業に係る会計

○ 公営企業会計

公営企業会計は、特別会計のうち、主に事業による収益により行政サービスの提供を行う会計をいいますが、地方公営企業法の適用の有無により、法適用企業と法非適用企業とに分かれます。法適用企業では、収益及び費用が発生した時点において会計処理を行うなど、民間企業と同じ手法で経理を行い、萩市では上水道事業会計と病院事業会計が該当します。法非適用企業では、一般会計などと同様に、現金による収入又は支出があった時点において会計処理がなされ、萩市では簡易水道事業特別会計や公共下水道事業特別会計などが該当します。

○ 一部事務組合・広域連合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体を言います。

○ 第3セクター

第3セクターには法令等に定められた定義はありませんが、財政健全化法で規定される健全化判断比率を算出する対象とされるものは、自治体の出資する特別法人（土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社の地方3公社）や民法法人、商法法人を言います。（地方3公社のうち萩市に該当があるのは土地開発公社のみ。）

○ 標準財政規模

通常収入される経常一般財源の規模を示すもので、標準税収入、普通交付税及び地方譲与税の合計額を言います。（財政健全化法の算定においては、臨時財政対策債発行可能額を含みます。）

○ 標準税収入

地方税法に定める法定普通税を標準税率をもって、地方交付税法の定める方法により算出した収入見込額を言います。

○ 財政再建団体

財政再建団体とは、地方財政再建促進特別措置法（再建法）に基づき、赤字額が標準財政規模の5%（都道府県）または20%（市区町村）を超えた破綻状態にあり、総務大臣に申請して指定を受けた地方自治体のことで、正式には「準用財政再建団体」といいます。この度の財政健全化法施行とともに廃止されます。

○ 公債費負担適正化計画

実質公債費比率が18%以上で、市債の発行が許可制となる地方公共団体が、今

後の市債発行に係る方針等、公債費（事業を行うために借り入れた市債の償還金）負担の適正な管理を行うため作成する計画をいいます。

7 各比率の算定（計算）方法

（1）健全化判断比率（4指標）

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余金を生じた会計の資金の剰余額の合計額

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当りの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 一部事務組合・広域連合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金利子

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元利償還金に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 一部事務組合・広域連合・地方開発事業団（組合等）の地方債の元金償還に充てる負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の

負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ 充当可能基金：イからハまでの償還額等に充てることのできる基金

(2) 資金不足比率

公営企業の資金の不足額の事業規模に対する割合

| |
|------------------------------------------------------|
| $\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$ |
|------------------------------------------------------|

・ 資金の不足額：

法適用企業＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

法非適用企業＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・ 事業の規模：法適用企業＝営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益相当額